

令和8年 第2回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和8年2月26日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃文化会館

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一			
会長職務代理	2 番	大隣 初美			
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男	5 番 東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子	8 番 永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎	
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博	14 番 桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳	17 番 池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎	

4. 欠席委員(1人)

11 番 下之門 信洋

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 8 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第 6 議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 11 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 12 号 地域計画変更(案)に対する意見決定について
- 日程第 10 令和8年度農業委員会総会等開催計画について
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後2時00分

- 事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
今月の農業委員会憲章唱和は、大坪委員になりますのでよろしく願い
いたします。
(農業委員会憲章 唱和)
御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員から一身上の都合により、欠
席届が提出されております。
ただいまの出席人員は18名で、会議の定足数に達しております。
これより令和8年第2回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添1の主要行事経過及び予定を
ご覧いただきたいと思っております。(諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
事務局長 (諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はござい
ませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のう
え、自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、13番大坪委員、
14番桑代委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月26日の1日間で御異議ござい
ませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。
- 議 長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めま

す。

事務局

説明致します。3頁からでございます。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が70件ございました。

貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの61件です。地目の内訳は、田20筆13,339㎡、畑98筆119,958㎡、山林等（現況畑）2筆10,352㎡の合計120筆143,649㎡で、穎娃地域28件、知覧地域20件、川辺地域22件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思っております。

議 長

続きまして、資料10頁の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局

資料は11頁からになります。

今回は、新規認定2件、更新12件です。

新規認定の2件につきましては、穎娃地域1件、知覧地域1件で営農類型は露地野菜です。再認定の内訳としては、穎娃地域9件、知覧地域3件です。営農類型としては茶（複合含む）9件、甘藷及び露地野菜等3件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思っております。

議 長

次に、資料16頁の日程第5 議案第8号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題といたします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員

報告いたします。

17頁の審議番号1番です。関連資料は別冊1頁からになります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか1筆の田 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇の加工・販売を営んでいる〇〇です。現在は、申請地の隣接地を〇〇として賃貸により使用していますが、賃貸契約満了のため、新たに〇〇を確保する必要があり、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側・南側は農道及び水路に、東側・西側は水路に接しています。最高0.4m程度の盛土を行いますが、土留め工事を行うので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
〇番委員

次に〇〇委員お願いします。

報告いたします。

17 号の審議番号 2 番です。関連資料は別冊 6 号からになります。

申請人は、香川県〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の山林〇〇㎡で〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、〇〇の開発・販売等の事業を営む〇〇です。申請地に〇〇を設置するため、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は河川に、東側は山林に、南側・西側は農道に接しています。最高0.8m程度の盛土を行いますが、緩衝地を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、〇〇の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に、18 号の審議番号 4 番です。関連資料は別冊 17 号からになります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか 11 筆の田 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇の生産・加工・販売等を営んでいる〇〇です。〇〇を行う既存の施設が手狭なため、新たな拠点となる〇〇の整備が必要となり、申請地を農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は水路及び田に、東側は水路に、南側は水路及び農道に、西側は田に接している。最高0.5mの盛土、最高0.2mの切土を行いますが、法面保護を行うので、土砂流出の恐れはなく、雨水は水路へ自然流下させ、汚水は合併浄化槽を介して水路へ放流します。日照・通風等については、隣接農地と離して〇〇を建設するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
〇番委員

次に〇〇委員お願いします。

報告いたします。

17 号の審議番号 3 番です。関連資料は別冊 11 号からになります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか 6 筆の畑及び宅地（現況畑）の〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇を営む〇〇です。〇〇を図るための〇〇を実施するため、農用地区域へ編入するものです。

申請地の北側・東側は畑及び農道に、南側は畑に、西側は宅地及び里道に

接しています。最高 4.5m 程度の盛土，最高 1.5m 程度の切土を行いますが，法面保護を行うので土砂流出の恐れはなく，雨水は道路側溝へ放流します。日照・通風等については，〇〇としての利用なので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番については，農用区域からの除外となっています。

農用区域の外周部に接し，農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと，用排水路の機能低下はないこと，土地改良事業の完了公告の翌年から 8 年以上経過している地区であることから，除外の要件を満たしていると判断されます。

審議番号 2 番についても，農用区域からの除外です。

農用区域の外周部に接し，農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと，土地改良事業実施地区であることから，除外の要件を満たしていると判断されます。

審議番号 3 番の農振編入については，申請地は〇〇が整備された農地で，西側周辺において 10ha 以上の一団の農地が広がっており，良好な営農条件を備えている区域内にある土地改良事業の受益地であることから，妥当な変更であると判断されます。

なお，編入理由につきましては，資料 17 頁の変更理由にある通り，やむを得ないものと判断されます。

審議番号 4 番については，用途区分の変更となっています。

営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり，やむを得ない変更であると判断されます。

尚，先月くらいから農振区域に係る除外や用途区分の変更に係わる案件が増えております。令和 8 年度は市の農業振興地域の区域見直しの年度であり，1 年間は除外や変更が出来ないため，年度末に申請が増えているところだと予想されます。このことは農業振興課より昨年 10 月の市の広報誌及び令和 8 年 3 月発行の農業委員会だよりでも市民へ周知をしております。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問，御意見はございませんか。

〇番委員

審議番号 2 番の地目で山林となっていますが，山林も農振地域に入っているのですか。

事 務 局

地目，現況も山林ですが，農振区域として入っているところです。農地ではないですが，農振から除外するというので農業委員会の意見としてこの案件が出てきているところです。

以上です。

議長 他にはありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第8号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料19の日程第6 議案第9号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局 説明をいたします。

議案資料20～24、別冊資料22～24の3条所有権移転12件でございます。

譲渡人は指宿市の〇〇〇〇さんで、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請です。

地目の内訳は、田5筆2,088㎡、畑14筆20,996㎡、他2筆919㎡合計21筆24,003㎡です。理由につきましては、規模拡大5件、自給的農業3件、経営継承1件、相手方の要望1件、自作地相互の交換2件です。

10a当たりの取引価格につきましては、84千円から547千円程度です。

10a当たりの取引価格の平均につきましては、286千円でございます。

地域別では、穎娃地域3件、知覧地域5件、川辺地域4件です。

農地法3条申請につきまして、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第9号「農地法第3条許可申請に対する許可」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号に係る案件は、申請どおり許可することに決定いたし

ます。

議長 次に、資料 25 頁の日程第 7 議案第 10 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

26 頁の審議番号 1 番です。関連資料は別冊 25 頁からになります。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか 11 筆の田 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長 次に、〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

27 頁の審議番号 2 番です。関連資料は別冊 33 頁からになります。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。譲渡人は、奈良県の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇に居住する個人で、〇〇が手狭になり、申請地を取得し、〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側・西側は宅地に、南側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、境界による壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇であり建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

27 頁の審議番号 3 番です。関連資料は別冊 37 頁からになります。

譲受人は、大阪市の〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇〇〇さんと知覧町〇〇の〇〇〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番のほか 1 筆の田と畑 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇を営む〇〇です。申請地を取得して、〇〇を行おうとするものです。

申請地〇〇〇番の北側は宅地に、東側・南側は里道に、西側は水路に接しています。申請地〇〇〇番の北側は水路に、東側は田及び宅地に、南側は市道に、西側は田に接しています。

現状のまま利用しますが、ほぼ平面なので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ水路へ放流します。日照・通風等については、〇〇の高さを加減することで周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
○番委員

次に、〇〇委員お願いします。

報告いたします。

28 頁の審議番号 4 番です。関連資料は別冊 44 頁からになります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、同じく川辺町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか 1 筆の田 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分は、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、別冊資料 31 頁の配置図にあるとおり、本申請地に配置するものは、〇〇のための通路のみとなっております。別冊資料 32 頁の事業計画書に記載のある〇〇の〇〇については、既存の〇〇するとのことです。

審議番号 2 番、3 番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

審議番号 4 番の農地区分としては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委 員

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 10 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号〇番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の〇件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

よって議案第 10 号については、審議番号〇番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の〇件については申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 29 頁の日程第 8 議案第 11 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局 事務局に提案説明を求めます。

資料は 30 頁からになります。

今回の契約開始は令和 8 年 5 月 1 日開始分となっています。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さんほかです。

設定面積は、田 32 筆 32,465 m²、畑 396 筆 490,332 m²の合計 428 筆 522,797 m²で、穎娃地域 233 筆、知覧地域 109 筆、川辺地域 86 筆となっております。

今回の 5 月 1 日開始分 428 筆のうち、内訳として、新規分が 204 筆、前回基盤法が 213 筆、前回農地バンクが 11 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 46 頁に表示してあります。

次に所有権移転の契約について説明いたします。表は 47 頁になります。

12 月総会の際に農地中間管理事業の農地売買等事業による所有権移転の申請があったことにつきまして、意見聴取を行いました。

所有者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、担い手(受け手)は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

設定面積は 13,812 m²で、穎娃地域 5 筆となっています。12 月総会では所有者から公益財団法人 鹿児島県地域振興公社への売り渡しを意見聴取いたしました。2 月 28 日以降に所有者から鹿児島県地域振興公社への名義変更を予定されております。

今回は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社から担い手への売り渡しについての意見聴取となります。この後の日程は 3 月以降に知事の認可及び公告があり、5 月 1 日売り渡し・登記申請となっています。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委

員が○番，○○委員が○番，○○委員が○番，○○委員が○番について議事参与の制限に該当しますので，まず該当者のいない案件について，全委員で審議いたします。

質問，御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問，御意見がありませんので採決いたします。

議案第 11 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち，議事参与の制限に該当しない案件については，申請どおり
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって，議案第 11 号に係る案件のうち，議事参与の制限に該当しない
案件について，申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長

引き続き，議案第 11 号のうち，議事参与の制限に該当する案件について審
議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上，議事参与の制限に該当する案件
については，一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

それでは，関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長

これより，質疑を行います。質問，御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 11 号のうち，議事参与の制限に該当する案件については，申請どお
り適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって，議案第 11 号のうち，議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長

関係委員に報告いたします。

議案第 11 号のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どお
り適当意見とすることに決定されました。

議長

次に，資料 48 頁の日程第 9 議案第 12 号「地域計画変更（案）に対す
る意見決定について」を議題とします。

事務局及び農業振興課に提案説明を求めます。

事務局

本日，農業振興課に後もって説明をお願いしますが，資料としては顔娃，知覧，

川辺のそれぞれの地域の資料のみを配布しています。

農業振興課の説明を受けまして、穎娃，知覧，川辺でそれぞれ質疑をお願いします。

農業振興課

農業振興課で地域計画を担当しています〇〇と申します。

本日は地域計画の変更案のご審議ということで，先にお配りしていたもので説明いたします。

資料により説明

ご審議よろしく申し上げます。

議 長

まず穎娃地域の審議をお願いいたします。

質問，御意見はございませんか。

○番委員

10年後の面積について質問

農業振興課

説明

議 長

次に知覧地域の審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

○番委員

現況面積について質問

農業振興課

説明

議 長

次に川辺地域の審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

採決いたします。

議案第12号「地域計画変更（案）について」は，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって，議案第12号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に，資料49の日程第10「令和8年度農業委員会総会等開催について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

事務局

別紙により説明

議 長

只今事務局から説明のありました件について，質問，御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

特にご意見等はありませんでしたが，変更等が生じる場合は速やかな対応をお願いします。

議 長

次に，日程第11「その他」でございますが，委員の方々から何かございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますが，事務局は何かありませんか。

農業振興課

農薬飛散防止・農作業安全について資料により説明

農家の方々への周知も依頼

事務局 農地バンク売買事業について資料により説明
事務局 基盤からの契約変更事務について資料により説明
事務局 令和8年度改選についての広報手段及び募集期間の説明
事務局 今後の日程について連絡
議長 その他にありますか。
委員 「なし」の声あり
議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は
終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和8年第2回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。
事務局長 「一同礼」

閉会 午後3時30分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 13番 _____

会議録署名委員 14番 _____